

# もりりん応援事業実施要領

制定 令和8年3月5日森共第703号

改正 令和8年4月15日森共第 80号

## 1 目的

森林・林業関係イベントへの参加意欲の向上を図ることを目的に、森林や林業に親しむ活動や行事を「もりりん応援事業関連行事（以下「関連行事」という。）」として承認する。

## 2 募集する行事

関連行事は、次の各号のすべてに該当する行事とする。

- (1) 大分県内で実施する行事であること。
- (2) 一般に公開する行事であること。
- (3) 営利を主たる目的としない行事であること。参加料を徴収する場合は、実費程度であること。
- (4) 公的機関が実施する行事でないこと。ただし、公的機関が主催として実施する行事に参加・出展する場合は除く。
- (5) 内容が次のいずれかに該当する行事であること。
  - ア 森林における活動に関連するもの
  - イ 森林の役割や森林環境問題の啓発に関連するもの
  - ウ 木材やきのこなどの林産物の普及に関連するもの
- (6) 次のいずれにも該当しない行事であること。
  - ア 法令や公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
  - イ 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするもの
  - ウ 暴力団等の反社会的団体を利するおそれがあるもの
  - エ その他、関連行事として適当でないと認められるもの

## 3 手続

- (1) 申請する者（以下「申請者」という。）は、当該行事を開催する概ね14日前までに「もりりん応援事業関連行事承認申請書」（第1号様式、以下「申請書」という。）に必要資料を添付し、大分県農林水産部森との共生推進室長（以下「室長」という。）あて提出すること。
- (2) 室長は、申請書の内容が2に規定する行事であると認めるときは、関連行事として承認し、「もりりん応援事業関連行事承認通知書」（第2号様式）を申請者に通知する。
- (3) 申請者は、行事の内容に変更（中止を含む）が生じた場合は、変更内容を速やかに室長あて報告すること。
- (4) 承認を受けた関連行事は、県ホームページや県が作成する資料等を開催情報や実施写真等を掲載することを承諾したものとみなすので、参加者に周知するなど適切な手続きをとること。

#### 4 関連行事への支援

(1) 関連行事には、次の支援を行う。

ア 関連行事で配布するノベルティ（別表1）の提供

イ 「もりりん」の着ぐるみ（別表2）の貸出し（貸出期間は原則1週間以内とする）

ウ 関連行事で掲出するためののぼり旗（別表3）の貸出し

エ 県ホームページ等での関連行事情報の掲載

(2) 提供するノベルティは参加人数に見合った数とし、一行事あたり最大100個までとする。

(3) 提供及び貸出す物品は数に限りがあるため、提供できない場合がある。また、貸与を受けた着ぐるみやのぼり旗は関連行事終了後速やかに返却すること。激しい汚れ等がある場合はクリーニング後の返却を求める場合がある。

#### 5 承認等の取り消し

承認後に2の(5)に示す規定に該当する事項があると認められた場合は、承認を取り消す。この場合、ノベルティ配布等の中止を求めることがある。また、承認取消しにより発生した損害はすべて申請者負担とする。

#### 6 実績報告

申請者は、行事終了後14日以内に「もりりん応援事業関連行事实績報告書」（第3号様式）を室長あて提出すること。

(別表1)

番号	物品名	仕様	
1	ボールペン	黒インク 0.5mm 約 L145mm	
2	メモ帳	A7 サイズ 50 枚	
3	タオルハンカチ	約 W200×H200mm	
4	エコバッグ	約 W360×H370×D110	
5	軍手	M/L	

(別表2)

物 品 名	仕 様 等
もりりん 着ぐるみ (1号)	<ul style="list-style-type: none"><li>・着用者の想定身長 175 cm以下</li><li>・ファンユニットなし</li><li>・運搬用キャリアーなし</li><li>・チラシ配り等、簡単な手作業が可能</li><li>・「しいたけもりりん」への換装が可能</li></ul>
もりりん 着ぐるみ (2号)	<ul style="list-style-type: none"><li>・着用者の想定身長 165 cm以下</li><li>・ファンユニット (送風機)</li><li>・バッテリー 2 個 (予備分含む、1 個につき 90 分程度稼働)</li><li>・充電器 (充電時間 4 時間以内)</li><li>・折りたたみ簡易キャリアー附属</li><li>・チラシ配り等、手作業は不可</li><li>・「しいたけもりりん」への換装は不可</li></ul>

(別表3)

番号	仕様
1	各 W600×H1800mm ※ポールは付随していません
2	
3	
4	 

第1号様式

もりりん応援事業関連行事承認申請書

年 月 日

大分県農林水産部 森との共生推進室長 殿

住 所  
 団 体 名  
 代 表 者  
 担当者名  
 連絡先 TEL  
 E-mail

下記のとおり実施する活動をもりりん応援事業関連行事として承認されたいので申請します。

記

行 事 名 称		
行 事 日 時		
行 事 会 場		
行 事 内 容		
想 定 参 加 人 数	人 (大人 人 小人 人 )	
希望する支援内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/>	行事で配布するノベルティの提供 希望するノベルティ： 個数：
	<input type="checkbox"/>	もりりんの着ぐるみ貸出し (貸出希望着ぐるみ： <input type="checkbox"/> もりりん1号 <input type="checkbox"/> もりりん2号) 貸出希望期間 年 月 日 ~ 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	のぼり旗貸出し 貸出希望： のぼり旗 本 貸出希望期間 年 月 日 ~ 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	県ホームページ等での行事情報の掲載
添 付 書 類	行事内容がわかるもの (チラシ 等)	

申請者 殿

大分県農林水産部森との共生推進室  
室 長

もりりん応援事業関連行事承認通知書

年 月 日付で申請のあった「 (行事名) 」について、もりりん応援事業関連行事として承認したので、通知します。  
なお、実施にあたっては、下記事項を遵守願います。

記

- 1 行事内容に変更がある場合は、速やかに報告すること。
- 2 行事終了後14日以内に「もりりん応援事業関連行事実績報告書」(第3号様式)を提出すること。
- 3 提出したチラシや写真等は、県ホームページや県が作成する資料に掲載できることを承諾すること。
- 4 県では、関連行事の準備及び実施に係る事故等の責任は負わない。
- 5 貸出物品を破損・汚損した場合は、修繕費用等に要する経費は申請者が負担すること。
- 6 もりりんの着ぐるみを借受ける場合は、もりりん1号の場合は別紙1、もりりん2号の場合は別紙2の事項を遵守すること。

(備考) 5、6は該当する場合に記入する。

第3号様式

もりりん応援事業関連行事実績報告書

年 月 日

大分県農林水産部 森との共生推進室長 殿

住 所

団 体 名

代 表 者

行 事 の 名 称	
参 加 人 数	人 (大人 人 小人 人 )
添 付 資 料	行事当日の写真